

【HP公開用】

令和2年度

山形地方最低賃金審議会

[第2回]

議事録

令和2年7月28日(火)

於 山形労働局 大会議室

山形労働局

1 日 時 令和2年7月28日(火)  
13時30分～16時25分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員15名)

(公益委員)	(労側委員)	(使側委員)
阿部 未央 委員	柏 木 実 委員	岩田 雅史 委員
伊藤 吉明 委員	金 子 浩 委員	太田 宏明 委員
コーエンズ久美子 委員	蒲原 清天 委員	加藤 祐悦 委員
村 山 永 委員	高橋 英樹 委員	丹 哲 人 委員
山 上 朗 委員	長瀬 久子 委員	原田 雅人 委員

(事務局)	労働基準部長	中井 正和
	賃 金 室 長	阿部 浩志
	賃金室長補佐	滝川 純子
	賃金指導官	中里 康浩

4 議 事

《第1部：地域最賃意見聴取関係》

(1) 山形県最低賃金の改正決定に関する意見聴取について

《第2部：目安伝達関係・最低賃金に関する基礎調査結果》

(2) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

(3) 令和2年度「最低賃金に関する基礎調査」結果について

5 そ の 他

6 閉 会

## 令和2年度 第2回山形地方最低賃金審議会

【R2. 7. 28 (火)】

《 第一部開会 》

議事要旨参照

《 第二部開会 》

会 長 それでは、再開をいたします。  
これより中央最低賃金審議会目安の伝達と最低賃金基礎調査の報告等を受けることといたします。  
なお、議事録署名委員については、引き続き労側は柏木委員、使側は丹委員にお願いいたします。  
本日の審議会は、後半の中賃の目安伝達については公開することとしています。公開の関係、その他について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 審議会の公開の関係についてご報告いたします。前回第1回審議会におきまして、本日の審議会の第2部について公開するということになっておりましたので、傍聴人の申込みの公示をいたしましたところ、6名の方から申込みがございました。また、報道機関からも5社の申込みがございました。傍聴席にいらっしゃいますのでご報告をいたします。  
なお、カメラ撮影は目安伝達までの頭撮りを許可しておりますので併せてご報告いたします。  
それから、連合山形様から「山形県最低賃金の大幅引き上げを求める署名」ということで274筆の署名の提出がありましたのでご報告いたします。前回もご提出がございましたので、累計で40,484筆の提出があったことをご報告いたします。

会 長 それでは、本日の議事(2)であります。中央最低賃金審議会の答申目安の伝達について労働基準部長からのご説明をお願いいたします。

基準部長 労働基準部長の中井でございます。  
令和2年度地域別最低賃金額改定の目安、答申について説明いたします。中央労働審議会において、7月21日長きにわたり行われたのですが、結局のところ議論が決着を見ずということで22日に出されました答申の内容について説明いたします。

(令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)を読み上げ)

以上が中央最低賃金審議会会長、藤村博之様から厚生労働大臣加藤勝信殿に対して答申があった内容です。

次に、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解です。

(資料別紙1読み上げ)

以上、公益委員会の見解が述べられております。それぞれの各労働者側見解、使用者側見解につきましては別紙2をご一読いただくようお願いいたします。私からは以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご質問等はありませんでしょうか。

(質問なし)

会 長 それでは次に本日の議題(3)令和2年度最低賃金に関する実態調査等について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官 (資料No.2 令和2年度最低賃金基礎調査に関する資料の説明)

賃金室長 続きまして、資料3から5について説明させていただきます。

(第2回目安小委員会配布資料の説明)

(令和元年度地域最賃改定状況、山形県の経済動向関係の説明)

(No.3-1~3-7、No.4-1~4-5、No.5-1~5-2))

会 長 ありがとうございます。ただ今の説明について質問等があればお願いいたします。

柏木委員 はい。労働者側委員の柏木です。

今、資料について色々説明いただきました。特に賃金改定状況の説明においては、ご説明の中では昨年からの上げ幅は縮小されているようですが、プラスに上がっているという状況でご説明ありました。今年度の県の状況を踏まえここで確認したいんですけども、先程基準部長の方から目安についてのご説明がありましたが、その中で公益見解として1番の方で読み上げて頂いたんですけども、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至っ

たという発言されました。ここで確認したいのは、この現行水準を維持するということはですね、マスコミ等においても今年度は目安がゼロだというような報道のされ方をする所もあって、先程の賃金改定状況等を踏まえて私共としてはゼロではないと、ゼロであってはならないと私は思う訳で、ここでこの文言「現行水準を維持することが適当」というのはゼロであるということではないということを確認したいと思って発言させて頂きました。よろしいでしょうか。

基準部長       これについてはですね、現行水準の維持という形になっています。これについては、本省からも地方の審議会においてそのような形で説明するようにと伝達されたところでございます。

柏木委員       ゼロだということではないということではよろしいでしょうか。

基準部長       そここのところは正直、本省の方もはっきりと明確に現行の維持のところだけの回答に終始しているところでございます。

柏木委員       なかなか口重たいような回答ですけれども、その下の方に地域経済雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望するという公益見解でございますので、先程のご説明あった資料等を踏まえて、この現状水準を維持することはゼロではないということで、我々としては山形県内の色々な経済状況、その中には使用者側が主張されているコロナの状況において大変な企業がある状況ということも勘案しながら、私達としてはこの審議会賃金改定について審議をしていきたいと思っております。ここではっきりとゼロという言葉は出ませんでしたけれども、私共としては現行水準を維持することがイコールゼロではないという思いで臨みたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

会       長       他にご質問はございませんか。

(質問なし)

会       長       それでは、ただ今事務局から説明をいただきました中賃の目安に関する公益委員の見解、或いは令和2年度最低賃金に関する実態調査等を踏まえて、この場で本年度の山形県の最低賃金改正の考え方について、ご意見をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。まず労働者側からいかがですか。

柏木委員       はい。今申し上げたとおりでございますけれども、第1回専門部会においては数値の目安が出る前でございますけれども、これまでどおりの主張の下

にですね33円の引上げの提示をいたしたところであります。高卒初任給から現在の山形県の最低賃金790円の差額を5年間でクリアしようということで、そういった経済に基づいてですね33円を提示させていただきました。

最低賃金というのは、その時の支払い能力が色々3要素によって審議されるということは重々承知しておりますが、10年前にこの10年間で2020年までに800円を到達しようということ、そしてこの最低賃金が生活できる水準にもっていこうという形で進められてきた、それをこの10年間ステップを踏んできたというふうに思っておりますので、そういった中で今回も話を進めて行きたいということであります。先程申しましたとおり、賃金改定状況がですね、リーマンショックの時は全てマイナスだったわけがございます。その時にこの目安が出なかったという時がありましたけれども、今回の賃金改定状況第4表においてはプラスです。そういった状況を踏まえると、リーマンショックと同じような状況だと安易に同じには捉えてはいけないと思っておりますので、これからの審議会においては山形県におけるコロナの状況も踏まえて、或いはどれだけの助成金の申請があったのかとか、休業状況、倒産状況等といったいろいろなことが出てくるとは思いますけれども、そういったものも使用者側からのご意見をいただきながら真摯に協議に応じていきたいと思っております。決して水準ゼロからの出発、ゼロを議論するのではないということでも申し上げたいと思っております。

会 長            それでは使用者側からございましたらお願いいたします。

丹 委 員            今日は特に発言するつもりは無かったですけれども、労働者側の立場もわかるし、大変苦しい解釈だということは理解いたします。ゼロではないという解釈は、普通の新聞でもテレビでも報道しているような一般的な捉え方からすると、ちょっと苦しいかなと思っております。あと、リーマンと同じと考えてはいけないと仰いましたけれども、リーマンより酷いというような今の实体经济、例えば経済指標にも書いてますし、いつもはあまり考慮頂けない第4表について言及して頂きましたけれども、あの第4表ですら今年の6月の見込み値との比較ですから実際はもっと下がっているんですよ。その辺も考慮した論議になるのかなと思っておりますので、労側の立場も分かりますけれども、その辺を踏まえて、我々も主張すべきことは主張していきたいなと考えております。以上です。

会 長            他にご意見のある方いらっしゃいませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、引き続きこの議論は専門部会において詰めていただくということになります。ということで、今後の審議日程と専門部会について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 今後の審議日程等についてご説明いたします。

7月2日開催の第1回本審議会におきまして、山形県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただいておりますことから、最低賃金法第26条第2項に基づきまして、山形県最低賃金専門部会を設置することとなり、7月2日より7月16日までに、専門部会委員の推薦公示を行いましたところ、労側委員として柏木委員、蒲原委員、金子委員について連合山形から推薦がございました。

また、使側委員として岩田委員、丹委員、原田委員につきまして山形県経営者協会から推薦がありましたので、7月21日付けで専門部会委員の任命をさせていただきました。

なお、公益委員につきましては、公益委員の間で互選されました阿部委員、伊藤委員、村山委員につきまして任命させていただきました。

先週21日に第1回の専門部会が行われておりますが、今後の日程についても第1回専門部会で決定しております。第2回が明日7月29日午後、第3回が31日午後、8月4日午後から第4回、8月6日午前に第5回、そして8月7日午前に予備日を確保しまして、同日8月7日午後1時半から行われる第3回本審で答申をいただく予定としております。

予定どおり8月7日に答申をいただきました場合、即日に公示を行い異議の申出を受けることとなります。その場合、異議申出の締切りが8月24日となり、異議の申出がなされない場合は、直ちに官報公示の手続きを行い10月3日の発効、また、異議申出があった場合は、8月25日に開催される第4回本審で異議審を行います。異議が認められなければ直ちに官報公示手続きを行います。その場合も同じく10月3日の発効となります。

また、8月7日の第3回本審では、特定最賃の必要性についての諮問をさせていただきます。第4回本審で答申をいただき、必要との答申の場合は、当日調査審議の諮問を行う予定としております。

以上が今後の予定でございます。

会 長 各側から何かございませんでしょうか。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、次回のお話をいたします。次回の第3回本審議会は、8月7日金曜日の午後1時30分からの開催となります。この審議会において、答申内容を決定し山形労働局長に対して答申をするということになります。

す。第3回本審議会は公開という形で進めたいと思いますがご意見ございませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、次回は公開といたします。  
最後に事務局から何かありますか。

賃金室長 前回の第1回の本審で柏木委員からありましたご質問についてお答えをさせていただきますきたいと思います。

前回の第1回審議会の配布資料の中で、ハローワークやまがたでのパートの求人と求職賃金についてご説明いたしましたが、その中に家庭生活支援サービスという職業分類がありまして、その求職賃金が750円で最低賃金を下回る金額になっていること、その職業分類のものは具体的に何の仕事であるか、また、最低賃金を下回っているのは何故か、というご質問をいただいております。確認しましたところ、その職業分類に当たるのは具体的には所謂お手伝いさん、正式には家事使用人と呼ばれる方ということでありました。また、最賃法第2条第1号に最低賃金法における労働者の定義がございますが、この家事使用人につきましては、その条文で最低賃金法の適用対象となる労働者から除外されておりますために、最低賃金法の適用がないということによるものでございました。

会 長 柏木委員よろしいですか。

柏木委員 はい。

会 長 他になければこれで第2回の本審議회를終了といたします。  
大変ご苦勞様でした。